

水防法改正に伴う「大規模工場等」の基準に関する条例の制定について意見を募集します

「水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）」が昨年7月に一部施行されました。

これに伴い、大規模工場その他の施設の用途及び規模の基準について、省令（河川法施行規則等の一部を改正する省令 平成25年国土交通省令第59号）で定める基準を参酌して市町村が条例で定めることとなりました。

川崎市では、大規模工場等の「用途」及び「規模」の基準に関する条例の制定に向けて、このたび「条例の制定に向けた考え方」について取りまとめましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

【意見の募集】

- 1 期 間：**平成26年1月31日（金） から 平成26年3月3日（月） まで**
※郵送の場合は当日消印有効
- 2 閲覧場所：市ホームページ、各区役所、各区役所道路公園センター、
川崎市役所第3庁舎 2階（かわさき情報プラザ）、
同 7階（総務局危機管理室）
同 11階（建設緑政局道路河川整備部河川課）

【意見書の提出】

次のいずれかの方法により、住所・氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、御意見をお寄せください。

- 1 電子メール：川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」のページにアクセスし、画面の案内にしたがって御意見を提出してください。
- 2 郵送・FAX・持参：下記提出先・問合せ先に送付又は御持参ください。
- 3 提出先・問合せ先：川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課(川崎市役所第3庁舎11階)
住所 (〒210-8577) 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3561
FAX 044-200-3979

【注意事項】

- 御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。
また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。
- 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- 電話や口頭での御意見の提出は御遠慮願います。

水防法改正に伴う「大規模工場等」の基準に関する条例 の制定に向けたパブリックコメント手続きの実施について

1 条例制定の背景

全国各地で集中豪雨等による水の災害が多発する一方、水防団員の減少等により地域の水防力の弱体化が進む中、民間法人等の多様な主体の参画により、地域の水防力の強化を図る必要性から、平成25年6月12日に「水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）」が公布され、7月11日に一部が施行されました。

水防については、行政が果たす役割は大きいのですが、水の災害の発生防止及び被害軽減を図るためには、行政のみではなく、民間事業者等が自ら果たす役割も期待されます。

そこで、この度、改正された水防法では、自衛水防に関する取組を一層促進するため、国・県が定める浸水想定区域内にあって、浸水防止計画の作成等の努力義務を負うべき対象事業所として「大規模工場等」が規定され、その「大規模工場等」の基準（用途及び規模）については、省令（河川法施行規則等の一部を改正する省令 平成25年国土交通省令第59号）を参酌して、川崎市の条例で定めることとなりました。

*浸水想定区域とは

多摩川・鶴見川等の指定された河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

*用途：事業所の種類 規模：建物1棟の延べ面積

2 条例の趣旨

この条例は、浸水想定区域内にあり、浸水した際に、社会経済活動、地域の雇用や産業に著しい影響を及ぼす事業所（大規模工場等）の「用途」と「規模」の基準を定めるものです。条例を制定し、事業者による自衛水防の推進を促すことにより、地域の水防力の強化を図るものです。

3 条例の概要（基準についての考え方）

（1）「用途」について：「工場、作業場又は倉庫」

- ・工場については、社会経済活動や雇用に著しい影響を及ぼす事業所であるため重要
- ・作業場・倉庫については、物流の観点から雇用やサプライチェーンに著しい影響を及ぼす事業所であるため重要

(2) 「規模」について：「延べ面積10,000㎡以上」

- ・社会経済活動上の打撃回避の観点で、工業統計資料等を基に、全市の工場の製造品出荷額を算定し、総額の1/2程度をカバーすることに配慮しました。
- ・浸水した際の雇用の確保の観点で、本市の常用雇用者数階層別割合を基に、総雇用者数の1/2程度をカバーすることに配慮しました。
- ・本市の地域特性として市内で物流が完結せず、首都圏や全国と物流を行っている現状等に配慮しました。

条例制定時期 平成26年6月議会上程予定：平成26年8月施行予定

4 参考

・ **大規模工場等における措置**

大規模工場等の浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範囲なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、民間事業者自らによる浸水防止の取組を促すため、市町村の条例で対象となる大規模工場等の基準（「用途」及び「規模」）を定め、申出により川崎市地域防災計画に位置付けられた事業所に対して、浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置を努力義務として課されることとなりました。

・ **国土交通省令（水防法施行規則第3条）**

水防法第15条第1項第3号のハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が1万平方メートル以上のものであることとする。

水防法改正に伴う「大規模工場等」の基準に関する条例の制定に向けたパブリックコメント手続きについて

◆「水防法及び河川法の一部を改正する法律」…平成25年7月11日一部施行

<水防法改正の背景>

近年頻発する集中豪雨による浸水被害



平成25年9月台風15号
京都市内 桂川の氾濫

地下街等の浸水被害



平成15年7月
地下鉄博多駅の浸水

大規模工場の浸水によるサプライチェーンの寸断



平成23年9月チャオブラヤ川
(タイ)ロジナ工業団地の浸水

一方では、水防団員の減少による地域の水防力の低下

水防の担い手の拡大が必要

<改正内容>

—Point—
事業者による自衛水防の推進

浸水想定区域内の大規模工場等に対する努力義務化(法第15条4項)
○浸水防止計画の作成 ○訓練の実施 など

事業者(大規模工場等)による浸水防止計画の取り組みの推進

【効果】地域の水防力の強化

<条例の制定>

1 「大規模工場等」の用途及び規模の基準を定める条例の制定

・本制度の対象となる大規模工場等は、浸水想定区域内にあることに加えて、国土交通省で定める基準を参酌して、市町村の条例で定める用途及び規模(※)に該当するものとしている。(法第15条3項ハ)

※ 用途:事業所の種類 規模:建物の延べ面積

【参考】水防法施行規則(国土交通省令)

第3条(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

水防法第15条第1項第3号のハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方米以上のものであることとする。

・各市町村において条例を制定する際には、各地域における基幹産業等を勘案して用途を追加又は限定すること、延べ面積の基準を変更すること等、地域の実態を踏まえた基準にすることが可能である。(国土交通省通知より抜粋)

2 「用途」の基準の策定に向けての考え方

- 1) 国の用途の基準を参酌する。
- 2) 浸水した場合に、①社会経済活動に著しい影響を及ぼす事業所、②地域の雇用や産業に著しい影響を及ぼす事業所を想定。

<「用途」についての考え方>

- 工場は、社会経済活動や雇用に著しい影響を及ぼすため重要な事業所である。
- 作業場、倉庫は、物流の観点から雇用やサプライチェーンに著しい影響を及ぼすため重要な事業所である。
- 経済活動上の重要な事業所として、「工場」「作業場」「倉庫」と規定する国土交通省令の基準が妥当。

3 「規模」の基準の策定に向けての考え方

- 1) 対象施設として、社会経済活動に著しい影響を及ぼす事業所を想定していることから、浸水した際の経済活動上の打撃回避の観点で、工業統計資料等を基に本市の工場の延べ面積の階層別製造品出荷額を算定し、総額の1/2程度をカバーする規模について検証。

市内工場の階層別製造品出荷額及び出荷割合

延べ面積	500㎡未満	500～1,000㎡未満	1,000～2,000㎡未満	2,000～5,000㎡未満	5,000～10,000㎡未満	10,000～20,000㎡未満	20,000～50,000㎡未満	50,000～100,000㎡未満	100,000㎡以上
製造品出荷額	5,212,080	9,555,480	13,898,880	22,296,120	17,373,600	26,060,400	60,807,600	43,434,000	0
階層別製造品出荷割合	2.62%	4.81%	7.00%	11.22%	8.75%	13.12%	30.61%	21.87%	0.00%

約52%

約66%

- 【結果】①製造品出荷額(全市)の1/2をカバーする工場の規模は、「20,000㎡以上」である。
②規模が「10,000㎡以上」の工場の階層別製造品出荷割合は約66%である。

- 2) 対象施設として、地域の雇用や産業に著しい影響を及ぼす事業所を想定していることから、浸水した際の雇用確保の観点で、本市の常用雇用者数階層別割合を算定し、総雇用者数の1/2程度をカバーする規模について検証。

市内工場の階層別常用雇用者数及び割合

延べ面積	500㎡未満	500～1,000㎡未満	1,000～2,000㎡未満	2,000～5,000㎡未満	5,000～10,000㎡未満	10,000～20,000㎡未満	20,000～50,000㎡未満	50,000～100,000㎡未満	100,000㎡以上
常用雇用者数	6,360	8,870	10,260	22,300	10,470	7,230	41,480	50,000	0
階層別常用雇用者割合	4.05%	5.65%	6.54%	14.21%	6.67%	4.61%	26.43%	31.85%	0.00%

約58%

約63%

- 【結果】①常用雇用者数(全市)の1/2をカバーする工場の規模は、「20,000㎡以上」である。
②規模が「10,000㎡以上」の工場の階層別常用雇用者数割合は約63%である。

- 3) 本市の工場は、首都圏や全国との物流が多いことから、階層別製造品出荷額割合を広域的な視点で検証。

規模「20,000㎡以上」の工場の製造品出荷額割合
(全国・首都圏・神奈川県・川崎市)



規模「10,000㎡以上」の工場の製造品出荷額割合
(全国・首都圏・神奈川県・川崎市)



- 【結果】①規模の規程が「20,000㎡以上」の場合、本市や神奈川県では製造品出荷額割合が1/2を超えるが、首都圏や全国では1/2を満たすことはできない。
②規模の規程が「10,000㎡以上」の場合は、首都圏等でも1/2をカバーすることが可能。

<「規模」についての考え方>

- 本市の場合、「製造品出荷額割合」及び「常用雇用者数割合」ともに、工場の規模が「20,000㎡以上」で全体の1/2を確保可能である。
- 本市の地域特性として、市内で物流が完結せず、首都圏や全国と物流を行っている現状がある。
- 規模の決定に際しては、首都圏や全国の出荷額を考慮する必要があることから、首都圏等においても製造品出荷額割合が1/2を確保可能な規模である「10,000㎡以上」の採用が妥当。

【条例における「大規模工場等」の基準】

- 用途 「工場、作業場又は倉庫」
- 規模 「延べ面積10,000㎡以上」